

2025年3月、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）は日本で初めてのサステナビリティ開示基準を公表した。このうち、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」（以下、テーマ別基準第2号）は、TCFD提言に代わる、気候関連の詳細な開示を定めたものとして注目されている。本稿では、SSBJ基準が2025年3月期から任意で適用可能となることを踏まえ、日経225構成銘柄のうち、2024年1月から12月末までに狭義の統合報告書（※1）を発行した210社を対象に、統合報告書における気候関連のガバナンス情報の開示状況を調査した（※2）。なお、調査対象となった企業は、統合報告書作成時点ではSSBJ基準又はIFRSサステナビリティ開示基準（以下、ISSB基準）には準拠していない。このため、本調査は、テーマ別基準第2号を実際に適用した場合に、企業が直面しうる主な課題を明らかにすることを目的としている。

※1 狭義の統合報告書：統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、WEB等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す。

※2 統合報告書から参照されているWebページ、サステナビリティ報告書、TCFDレポート等を含む。

トピック サマリー

- 18%の会社が「気候関連のリスク及び機会の監督」に関して責任を負う機関等を明示
- 12%の会社がガバナンス機関等の気候関連のリスク及び機会に関する役割、権限及び義務などの記述、その他の関連する方針にどのように反映されているかを記載
- 64%の会社がガバナンス機関又は個人が気候関連リスク及び機会に対応するためのスキル及びコンピテンシーの記載をしているものの具体性に乏しい

(1)ガバナンス開示に関するTCFD提言とテーマ別基準第2号の主な差異

気候変動に関するガバナンスに関しテーマ別基準第2号ではTCFD提言より詳細な情報の開示を求めている。TCFD提言では推奨されていないがテーマ別基準第2号で開示が求められていると考えられる主なものは以下のとおりである。

- 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人を特定したうえで、その役割、並びにガバナンス機関又は個人の責任が関連する方針にどのように反映されているか(テーマ別基準第2号第10項(1)(2))
- ガバナンス機関又は個人が気候関連リスク及び機会に対応するためのスキル及びコンピテンシー（能力・適格性）の利用可能性や開発計画についてテーマ別基準第2号第10項(3))
- 経営者が気候関連リスク及び機会のモニタリング、管理、監督のために統制手続を用いているか、統制手続が他の内部機能とどのように統合されているか(テーマ別基準第2号第11項(2))

(2)調査分析

本稿では、(1)で示したTCFD提言とテーマ別基準第2号の主な差異等を踏まえ以下の調査を実施した。

①気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人が特定されているか(テーマ別基準第2号第10項(1))

<図表① リスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関等>

(n:210)

ガバナンス機関又は個人		社数
特定されている	取締役会	35
	サステナビリティ委員会	2
	小計	37
特定されていない		173
合計		210

気候関連のリスクおよび機会の監督に責任を負うガバナンス機関または個人を特定している会社は37社(18%)であった。一方で、リスクおよび機会の監督に責任を負うとの記載は無いものの、気候関連全般の監督を行う機関や個人を記載している会社は107社(51%)存在した。当該107社においては、明示はされていないものの、当該機関又は個人が「リスクおよび機会の監督」も含めた責任を負っている場合もあると考えられる。

テーマ別基準第2号では、気候関連のリスクおよび機会の監督に責任を負うガバナンス機関または個人名称を記載することを求めているため、当該内容が明確にわかる記載が望まれる。

②①のガバナンス機関又は個人の気候関連のリスク及び機会に関する役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか(テーマ別基準第2号第10項(2))

<図表② ガバナンス機関又は個人のリスク及び機会に関する役割、権限及び義務などの記述>

(n:37)

	開示パターン	社数
記載あり	ガバナンス機関又は個人の役割、権限及び義務などが具体的に記述されている	24
	ガバナンス機関又は個人の役割、権限及び義務などが具体的な記述のほか、その内容が反映されている方針、規程等の名称を記載している	2
	小計	26
	記載なし(注)	11
	合計	37

(注)気候関連のリスク及び機会に関する監督を行っている旨の記載のみの場合は、記載なしとしている。

気候関連のリスク及び機会の監督に責任が、①のガバナンス機関又は個人の役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているのかの開示を定める第10項(2)については、求めている開示内容が必ずしも明確とは言えない。そこで、ここでは、ガバナンス機関または個人の気候関連のリスク及び機会に関する役割、権限、義務が具体的に記載されているか、また、それらが反映されている方針や規程の名称が記載されているかを調査した。

その結果、記載が確認できたのは210社中26社(12%)であった。ここで言う具体的な記載とは「リスク及び機会の特定、リスク及び機会への対応方針、戦略、実施計画の策定並びにリスク及び機会に対応するKPIの達成状況について監督している」などの監督の具体的な内容の記載を意味する。

図表②で「記載あり」とした26社以外の会社では、「気候関連の重要事項が取締役会等に報告されている」といった記載は非常に多く見られるものの、取締役会等のリスク及び機会に関する監督の具体的な内容や役割までは明示されていなかった。テーマ別基準第2号第10項(2)の求める開示内容が上記の調査内容と整合的であることが前提となるが、取締役会等を主語とした気候関連のリスク及び機会に関する役割の明確な記載や取締役会の規定等に気候関連のリスクと機会の監督責任を明記することの検討が必要と考えられる。

③ガバナンス機関又は個人が気候関連リスク及び機会に対応するためのスキル及びコンピテンシー(能力・適格性)の利用可能性や開発計画についての記載状況(テーマ別基準第2号第10項(3))

<図表③ ガバナンス機関又は個人が気候関連リスク及び機会に対応するためのスキル及びコンピテンシーの記載>

(n:210)

開示パターン	社数
スキルマトリックスに「サステナビリティ」「ESG」「環境」の記載があるのみ	134
気候変動に関する知見のある取締役がいる旨の記載があるのみ	3
記載なし	73
合計	210

気候関連リスク及び機会に対応するためのスキル及びコンピテンシーについては、いわゆるスキルマトリックス等で「サステナビリティ」「ESG」「環境」等の知見がある旨の記載をしている会社は210社中134社(64%)と比較的多くの会社で見られた。ただし、テーマ別基準第2号で求めているのは、ガバナンス機関の構成員等の気候関連のリスク及び機会に対応するための具体的な専門性、経験、能力に関する記載と考えられ、より充実した開示が必要になると思われる。

④経営者が気候関連リスク及び機会のモニタリング、管理、監督のために統制手続を用いているかの記載(テーマ別基準第2号第11項(2))

経営者が気候関連リスク及び機会のモニタリング、管理、監督のために統制手続を用いているか、統制手続が他の内部機能とどのように統合されているか(テーマ別基準第2号第11項(2))については、例えば、気候関連データの収集とモニタリングに関する標準化されたプロセスを定め、当該統制が財務報告における内部統制システムと統合されている旨等の記載が考えられるが、調査した範囲では明確な記載は確認できなかった。テーマ別基準第2号では、気候変動の財務的影響をはじめとしたサステナビリティ情報や、それらの財務情報とのつながりが重視されることを踏まえると、財務報告及びサステナビリティ報告のための統合的な内部統制を整備することを検討する必要があると考えられる。

(3) まとめ

本調査では、TCFD提言では推奨されていないものの、テーマ別基準第2号では要求されと考えられるガバナンスに関する主な開示事項を調査した。テーマ別基準第2号がガバナンス開示を求める背景には、気候関連のリスクおよび機会、すなわち気候変動が企業に与える影響について、ガバナンス機関が適切に監督していることを明らかにし、投資家をはじめとするステークホルダーの信頼を確保するという目的があると考えられる。

調査対象の企業は、テーマ別基準第2号やIFRS S2号「気候関連開示」に基づいて開示しているわけではない。そのため、調査項目の開示に対応している企業が少ない状況が見られた。ただし、調査対象会社の中にはIFRS S2を参考に記載している旨、IFRS S2のうち可能なものを開示している旨を記載している会社が210社中2社見られ、徐々にISSB基準又はSSBJ基準を参考又は準拠した開示が増えていくことが予想される。

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の審議の状況を踏まえると、プライム上場企業では、有価証券報告書の開示においてSSBJ基準の適用を視野に入れる必要があり、また、サステナビリティに関するガバナンスの開示は第三者保証の対象となる可能性が高い。このため、できるだけ早いタイミングで、現時点で不足している開示内容を明確にするとともに、各機関や委員会、責任者の気候変動のリスクと機会に関する役割や責任を整理することにより信頼性のあるガバナンス体制を整備・運用していくことが重要になると考えられる。